

# 減免の対象となる障害の範囲について

## 1 障害のある方本人が運転する場合

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症まで
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症まで
音声機能障害		3級(喉頭摘出者のみ)	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出者のみ)
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下肢不自由		1級から6級まで	特別項症から第6項症まで 第1款症から第3款症まで
体幹不自由		1級から3級まで及び5級	特別項症から第6項症まで 第1款症から第3款症まで
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(両上肢に障害がある ものに限ります)	
	移動機能	1級から6級まで	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級まで	
肝臓機能障害		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで
知的障害者		療育手帳の障害の程度が「A」(重度の障害)と表示されている方	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されている ものに限ります)の障害の程度が1級の方	

## 2 生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症まで
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症まで
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下肢不自由		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで
体幹不自由		1級から3級まで	特別項症から第4項症まで
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(両上肢に障害がある ものに限ります)	
	移動機能	1級から3級(両下肢に障害がある ものに限ります)	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級まで	
肝臓機能障害		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで
知的障害者		療育手帳の障害の程度が「A」(重度の障害)と表示されている方	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されている ものに限ります)の障害の程度が1級の方	

### 注意事項

○ 2以上の障害がある場合には、総合判定による級別により判定します。